

第36号議案

加東市防災広場条例制定の件

加東市防災広場条例を次のように定める。

令和元年6月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市防災広場条例

(設置)

第1条 大規模災害発生時における地域防災拠点として利用するため、加東市防災広場（以下「防災広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加東市防災広場
- (2) 位置 加東市山国1959番

(管理)

第3条 防災広場は、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。

(行為の禁止)

第4条 防災広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すること。
- (2) 設備を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) 貼り紙又は貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) その他管理上支障があること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、災害等が発生するおそれがあると認めるとき、又は管理上必要があると認

めるときは、防災広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第6条 使用者は、防災広場の設備を破損し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

第36号議案 要旨

加東市防災広場条例の制定（要旨）

1 制定理由

大規模災害発生時における地域防災拠点として利用し、平常時は住民へ利用開放することから、公の施設に該当するため、加東市防災広場の設置及び管理について定めるものである。

2 制定内容

- (1) 名称及び位置について定めること。（第2条関係）
- (2) 管理について定めること。（第3条関係）
- (3) 行為の禁止について定めること。（第4条関係）
- (4) 利用の禁止又は制限について定めること。（第5条関係）
- (5) 損害賠償について定めること。（第6条関係）

3 施行期日 令和元年9月1日